

みんなのしあわせ 一緒につくろ！

げろ福祉だより



2025

7

Vol.122



地域を見守るネットワーク

～ 困りごとや課題に早く気づき、解決するしくみ～



編集・発行  社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会 (通称: 下呂市社協)

岐阜県下呂市萩原町萩原875番地2 TEL 0576-52-4884 FAX 0576-52-3423 <http://www.gero-city-syakyō.jp/>



地域の見守りネットワーク ～しくみ編～

● 数字から読み解く下呂市の現状(R7.4.1現在)



	人 口
平成16年(合併時)	39,210人
令和7年	28,605人

約1万人
減少

高齢者(65歳以上)
約11,000人
11,818人

高齢化率
41.3%

増加

65歳以上の方のみで暮らしてみえる世帯		
ひとり暮らし世帯	2,147世帯	合計割合
高齢者のみ世帯(2人以上)	1,862世帯	33.2%

全世帯の
3軒に1軒!

要介護認定の推移	
平成28年	16.2%
令和7年	19.8%

コロナ蔓延
以降、
認定率がUP

ひと昔前は家族や近隣のつながりの中で自然に解決していたことも、現状だと
いざという時の支えあいや異変に気づき合うことが難しくなるね



不安...

安心して下さい!!



このような状況であっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、
社協では“**小地域ネットワーク**”を各地域で推進しています。

小地域ネットワークとは?



【早期発見】

普段のつながりや関わりを
活かして、近隣住民や
福祉委員が発見した異変
や困りごとを

福祉リーダーにつなぐ

【早期対応】

「地域で解決できることは
地域で」「地域での解決が
難しいことは社協や行政に」
つなぐ

困りごとや異変に“早期発見・早期対応する仕組み”

安心だ!



● 顔の見える範囲の「福祉委員」

困りごとや異変に気づくには、近隣や地域のつながりが最も力を発揮します。
そこで、自治会からの推薦を受けて、概ね20～50世帯に1名福祉委員が設置されています。

福祉委員の役割 ①さりげない見守り活動 ②困りごとの把握 ③つなぎ役

地域の見守りネットワーク ～実践編～



各地域では、福祉委員を中心に様々な取組みが展開されています。
早期発見・早期解決につながる活動をご紹介します。

●見守りや困りごとを把握する活動

調子は
どうですか？

変わり
ないですか？



見守り訪問

季節ごとの注意啓発チラシや
様々な情報等をお届け。



安心箱等設置事業

いざという時の備えと、緊急
連絡先の情報変更確認。



交流・集いの場

体操や花見、食事会等、
地域で集う場を開催。

ふだんの暮らしの中だけでなく、福祉委員会等の活動としても様々な見守りや困りごとを把握する機会が創られています。

●情報共有の場



福祉委員会等の開催



民生委員・児童委員との連携

◎ふだんの見守りや活動の中で気付いた情報が共有できる時間・場を設ける。

◎困りごとを把握した場合は、知恵を出しあい、できる事は地域で、専門的な事は関係機関に繋ぐ。



困りごとが置き去りになるのを防ぎ、見守る・気にかけてあう体制が作られています。

地域の皆さんへお願い



◎皆さんもさりげない見守り活動にご協力いただき、気付いた異変などをお近くの福祉委員や民生委員・児童委員、もしくは最寄りの社協事務所におつなぎください。

◎家族や身寄りを頼りながらも、解決できない生活課題は気軽に相談しましょう。

下呂市民みんなで見守り・支えあい、困ったときはお互い様の気持ちで『安心して暮らせる地域』を創っていきましょう！



暮らしのミカタ!



「福祉車両貸出事業」

■ 車いすのまま乗り降りできる福祉車両を貸出します。

Q1 誰でも借りることができるの？

A1 下呂市内に居住し、車いす等での移動が必要な方で単独での移動が困難な方が対象となります。

Q2 どんな時に使えるの？

A2 ①病院への通院
②買い物
③レジャー など。

Q3 利用料金は？

A3 ①市内・市外（片道20km未満）…無料
②市外（20km以上）…燃料費自己負担

Q4 どのような福祉車両があるの？

A4 ①リフト付普通車
②スロープ付き軽自動車

Q5 運転者（利用責任者）の条件は？

A5 ①利用対象者の親族
②親族で利用責任者（運転者）が選出できない場合は、利用対象者及び親族が認めた運転免許証取得後3年以上の75歳未満の方。

Q6 どうやったら借りられるの？

A6 利用日の3日前までに最寄りの社協事務所にて予約してください。
※新規利用の場合、事前に対象者と運転手（利用責任者）の登録が必要です。
最寄りの社協事務所にて手続きを行ってください。
・登録に必要な物：運転者（利用責任者）の免許証+印鑑

「福祉移動サービス事業」

■ 福祉車両で移動できる運転手付きのサービスです



Q1 誰でも利用できるの？

A1 下呂市内に居住する“要介護認定”を受けた方・“障がい者手帳”を所持している方で、車いす等を使用しないと移動ができず、公共交通機関の利用が困難な方。また、地域包括支援センターで車いす等での移動を必要とし単独での移動が困難と認められた方。

Q2 どんな時に使えるの？

A2 病院への通院・買い物など。

Q3 利用料金は？（距離制）

A3 タクシー料金の半額程度（運行距離による）

Q4 どうやったら利用できるの？

A4 利用希望日・時間・行き先等を電話で予約してください
・利用日 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
・利用時間 午前8時15分～午後5時15分まで。
・利用範囲 発地または着地が下呂市内にあり、利用時間内に往復できる範囲。
※新規利用の方は、最寄りの社協事務所で事前に登録申請手続きを行ってください。

親族で運転できる方がいらっしゃる場合は、福祉車両貸出事業を優先してご利用ください。

～在宅生活を支える 福祉の情報～

「福祉用具貸出事業」

■一時的に福祉用具が必要になった場合にご活用ください。



Q1 誰でも借りることができるの？

A1 下呂市内に住んでいる方で、けがや病気により一時的に福祉用具を必要とする方。
※介護保険サービス等を利用できる場合は制度利用を優先します。

Q3 貸し出し期間はどれくらい？

A3 用具①～⑤:最長3ヶ月
用具⑥～⑧:最長1ヶ月
必要に応じて期間を延長できますが、長期化する場合は、購入やサービス・制度をご検討ください。

Q2 どんな福祉用具があるの？

A2 ①車いす(自走式・介助式・リクライニング)
②介護用ベッド(マットレス・柵付き)
③スロープ
④松葉杖
⑤歩行器
⑥エアマット
⑦ポータブルトイレ
⑧シャワーチェア



Q4 利用料金は？

A4 無料です。



ご紹介しました各事業の福祉車両・用具・備品は、地域の皆さまから寄せられる支えあいの気持ち「社協会費」「赤い羽根共同募金」を財源に維持・管理ができています。地域を支えているのは地域の皆さまです。誰もが安心して暮らすことができるまちづくりへの参加、ご協力ありがとうございます。

～特別会費納入についてのお願い～

本会では皆様が安心して暮らせるよう、一人ひとりが地域の福祉活動に参加し地域で支えあえるまちづくりを推進しています。

市民の皆様から納入いただく会費とともに、企業・法人の皆様から納入いただく特別会費は、夏休みに開催する寺子屋や子ども食堂等の子育て支援、身近な地域での支えあい活動やボランティア活動の推進、住民を主体とした生活課題や困りごとを支援する事業を実施するための大切な財源となっています。

企業様におかれましては、本会の活動に何卒ご理解いただき、特別会費の納入につきましてご協力くださいますようお願い申し上げます。

下呂市災害ボランティア研修会 開催報告

下呂市では平成30年と令和2年に豪雨災害に見舞われ、災害ボランティアセンターを設置、運営しました。この際の経験をもとに、災害ボランティアセンター協力者の拡充と災害を自分事として捉えていただくことを目的として、令和7年5月13日(火)に星雲会館 天慶の間にて「下呂市災害ボランティア研修会」を開催しました。

第1部では、能登半島地震、能登豪雨災害で災害ボランティアセンターを担当された珠洲市社会福祉協議会の神徳宏紀氏をお迎えし、珠洲市の被災状況や災害ボランティアセンター運営の本音、平時から地域でできる災害への備えなどについてお話しいただきました。



第2部では、「下呂市災害ボランティア事前登録について」という内容で、災害時における災害ボランティアセンターの役割や下呂市での事例をもとに、災害ボランティアへの理解を深めていただきました。研修会後には災害ボランティアへの登録者を拡充する呼びかけに応じて、8名の方がご登録くださり、協力者の拡充に繋がりました。



今回の研修会で講師には「地域組織との連携」「住民に寄り添った支援」「地元主体」を軸にお話しいただきました。今後、下呂市での災害に備え、協力機関や地域とのつながりを災害時に活かせるような取り組みが必要だと思いました。

研修会へご参加くださった皆様、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございました。そして、今もなお復興にご尽力されてみえる中、貴重な時間を割いてお越しいただきました神徳様には心より感謝申し上げます。

※「災害ボランティアセンターだより」にて水害にあったときの手引きを掲載しております。「いざ」というときに備えて大切に保管いただきご活用ください。



この事業は、地域のみなさんから寄せられた優しい気持ち「**赤い羽根共同募金**」を財源に開催させていただきました。



無料福祉総合相談 7月・8月カレンダー



一人で悩まないで！心配事のある人なら誰でも相談ができ、相談内容等について秘密は守ります。

■よろず相談 ※心配事や困りごとについて、身近な地域で活動されている各種相談委員が相談を受けます。

時間／13:00～16:00【予約制】 すまいるげろ 0576-23-0783

7月	1日(火)	萩原 星雲会館	行政相談委員 民生委員
8月	5日(火)	下呂福祉会館 3階	人権擁護委員 民生委員

■法律相談 ※岐阜県弁護士会の弁護士による無料の法律相談です。相談時間はお一人30分です。

時間／13:00～16:00【予約制】 すまいるげろ 0576-23-0783

7月	9日(水)	小坂健康ふれあいセンター	岐阜県弁護士会 弁護士
	23日(水)	下呂福祉会館 3階	
8月	13日(水)	萩原 社会福祉協議会 相談室	
	27日(水)	金山振興事務所 4階	

※よろず相談及び法律相談の予約状況は下呂市社協ホームページからご確認ください。右側の二次元コードから直接アクセスできます。



■高齢者・障がい者・生活困窮者のための法律相談

※高齢者・障がい者・生活困窮者、及びこれらの方から依頼を受けた家族・福祉関係者が同席して、岐阜県弁護士会の弁護士に相談できます。予約時の確認で一定の資力基準を満たす方は無料、満たさない方は有料(5,500円)となります。

時間／13:00～16:00【予約制】(相談前日の12:00まで) すまいるげろ 0576-23-0783

7月	3日(木)	下呂福祉会館 3階	岐阜県弁護士会 弁護士
8月	7日(木)	下呂福祉会館 3階	

■公証役場相談 ※遺言・相続・後見・離婚・賃貸借・債務弁済等に関する相談を、公証人が無料でお受けします。

時間／13:00～16:00【予約制】 高山公証役場 0577-32-4148

7月	18日(金)	下呂福祉会館 3階	高山公証役場 公証人
8月	15日(金)	萩原 星雲会館	

■こころの健康相談

※精神科医による、主治医がいらない方が対象の無料相談です。ご本人はもちろんご家族からの相談も可能です。

時間／15:00～16:00【予約制】 申込み・問合わせ先/岐阜県飛騨保健所 健康増進課 保健予防係 0577-33-1111

7月	24日(木)	下呂市民会館	精神科医師
8月	28日(木)	下呂総合庁舎	

■岐阜県若者サポートステーション 下呂市出張相談 ※若者本人(15～49歳まで)とその保護者を対象とした、若者の社会的・職業的自立についての相談窓口です。

時間／10:00～16:00【予約制】 申込み・問合わせ先/岐阜県若者サポートステーション 0577-35-4772

7月	8日(火)	下呂福祉会館 3階	岐阜県若者サポートステーション
	22日(火)	萩原 星雲会館	
8月	12日(火)	下呂福祉会館 3階	
	26日(火)	萩原 星雲会館	

※各種相談の開催については中止、延期、電話相談への変更等になる場合がございます。ご了承ください。

相談先に迷う場合や、その他福祉に関してのご相談など、お気軽にお問合せください。

まずはお電話でご相談下さい。

ゼロなやみ

生活サポート相談センターすまいる げろ

相談
無料

秘密
厳守

TEL0576-23-0783

寄せられた あたたかい善意 【令和7年3月21日～令和7年5月20日までの受付分】

金一封

物品等寄付

●介護用品、物品ほか

●古切手、書き損じハガキほか



以上の方々から善意のご寄付をいただきました。
福祉のまちづくりのために有効に使わせていただきます。

おわびと訂正

5月号裏表紙「マスコットキャラクター受賞式」ネーミング賞の受賞者に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
(正) 酒井 美由希 / (誤) 酒井 美由紀

ボランティアセンターからのお知らせ

自分に出来ることや趣味・特技を活かしてみませんか?

暮らしの中で「ちょっと困った」でも頼める人が...と、お困りではないですか?



その思い...



ボランティアセンターへご相談ください!

下呂市ボランティアセンター(下呂市社協)では、「**ボランティア**したい方・やってみいたい方」と「**ボランティアを頼みたい人**」の思いをコーディネーター(調整役)がつなぎます! そして、地域のチカラで市民の困りごとを解決できることを目指しています。



地域で活躍! 事例紹介

下呂市社協にボランティア登録をしてくださっているボランティアさんが運転で大活躍!! 地域(団体)からの依頼があった際に、社協が保有するワゴン車(10人乗り)を運転して、定期的に行われる集いの場(サロン)への送迎をしてくださっています。おかげで、移動手段が無い方も地域で集うことができます。



自分が空いている時間で、できる事(運転)を手伝っていますが、地域の方から感謝してもらってありがたいよ。

自分にできることやあなたの趣味・特技を生かしませんか?

支えあいセミナー ～運転ボランティア編～

運転ならできそう! もっと詳しく聞いてみたい! そう思っていた皆さん必見です。その声にお応えできるよう、『運転ボランティア編』として、運転を活かせるボランティア活動の情報をお届けできる場を企画中です。「とりあえず聞いてみるか～」も、大歓迎です。興味・関心のある方はぜひご参加ください。

お待ちしております。



予告

詳細は新聞折り込みにてご案内します!



自分にできることやあなたの趣味・特技が、誰かの安心や笑顔につながっていきます。

「地域のために何かできないかな?」皆さんの思いを、ぜひボランティアセンター(社協)までお届けください!



災害ボランティアセンターだより

令和7年7月発行：下呂市社会福祉協議会 0576-52-4884

保存版



水害にあったときに

～浸水被害からの生活再建の手引き～

水害にあった際にすることの一般的な手順をまとめたものです。
落ち着いてできるところから始めましょう。

1 被害状況を写真に撮る

- 被害の様子がわかる写真を撮る。
 - 家の外をなるべく4方向から浸水した深さがわかるよう撮る。
 - 室内の被害状況もわかるように撮る。
- ※罹災証明書や保険金の請求に役立ちます。



2 施工会社・大家・保険会社に連絡

- 家の施工会社や大家に浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝える。
- 火災保険や共済に加入しているときは、担当者にも連絡する。

3 ^{りさい}罹災証明書の発行を受ける

- 市役所に浸水したことを申し出る。
 - 被害認定の調査を受ける。
- 罹災証明書は後で公的な支援を受ける際に必要になります。なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸調査が行われ、発行までには数週間から1か月以上かかることもあります。

4 ぬれてしまった家具や家電をかたづける

- ゴミ捨てのルールは普段と異なります。捨てる場所など、市町村が出す情報を正しく得ましょう。
- ふすまや障子、食器類など乾かすと再利用できる家財もあるため破棄前に確認しましょう。思い出の写真なども水で汚れを取り乾かすと復活する場合があります。

5 床下の掃除・泥の撤去・乾燥

ぬれた家をそのまま放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障がでる場合があります。まずは床下の状態を確認してください。自分でできない場合は施工業者等に相談しましょう。

- 床下に水・泥が入り込んでいるか確認
- 泥の撤去と床下の消毒。
床下の泥をかき出して洗い、消毒をする
- 消毒後はカビを防ぎとにかく乾燥。
しっかり乾燥するには最低1か月ほどかかる。



上記内容は「震災がつなぐ全国ネットワーク」が作成された「水害にあったときに」より一部抜粋してご紹介しています。下記ホームページに、より具体的なチラシや作業を詳しく説明した「冊子版」もありますので、ぜひご覧ください。

震災がつなぐ全国ネットワーク <https://shintsuna.org/tools/>



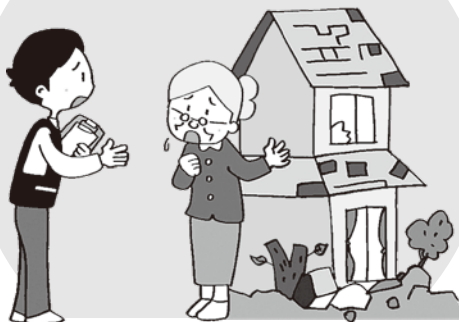
※本チラシは大切に保管いただき、いざという災害に備えご活用ください。

ご存じ
ですか!?

災害ボランティアセンター

～災害ボランティアセンターの役割～

被災地



災害ボランティア
活動者



つなぐ

出典：社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

被災地の「困りごと」と、各地から駆けつけてくださるボランティアさんの「思い」をつなぐ、災害時のボランティア総合調整の機関です！！下呂市で大規模災害が発生した場合は下呂市社会福祉協議会が設置・運営をします。

Q1 ボランティアさんにはどんな活動をしてもらえるの？

A

屋内や床下・庭等の泥出し、家財の運搬、災害ゴミ置き場までの搬入、ゴミの仕分け、清掃（泥で汚れた箇所の拭き掃除、掃き掃除、家財の整頓）など
※重機等が必要な活動、専門技術がいる活動、危険を伴う活動などはお受けできません。

Q2 ボランティアさんを依頼したい場合、どこに連絡すればいいの？

A

災害発生後、下呂市社協ホームページや地域役員さんを通じ、災害ボランティアセンター開設や連絡先をお知らせします。

Q3 災害発生後すぐに対応してもらえるの？

A

大雨が断続的に続いている。強い余震が頻繁に発生している。避難指示が発令している。立入危険区域に指定されている。などの場合、ボランティアさんの安全確保、2次災害防止のため、対応できません。ボランティアさんが安全に活動できる状態になってからの対応となります。



～地域の方にご協力いただきたいこと～

- ① 災害ボランティアセンターが立ち上がっても、困りごとが集まらなければ機能しません。
⇒困りごとの集約や、センターの周知。
- ② 災害の規模によっては資材、または資材を運ぶ車が足りないかもしれません。
⇒資機材や軽トラック等の貸出し！ボランティアさんの送迎・活動場所への案内など！

災害時、皆さんの一歩が被災地の早期復旧につながります!!ご理解、ご協力をお願いします。